

有機飼料の生産行程管理者の認証手数料（団体申請）

$$\text{年間基本費用} = \text{1. 認証基本料} + \text{2. 実地検査料} + \text{3. 認証に関わる付帯料金（該当する場合のみ）}$$

1. 認証基本料

$$\text{認証基本料} = \text{A 構成農場の規模による金額} + \text{B 事務局検査料} + \text{C 団体の認証品目数による金額}$$

A：構成農場の規模による金額

団体を構成する農場それぞれについて、申請面積を〔別表 1-8b〕に当てはめて計算

〔別表 1-8b〕 ※別途消費税がかかります。

料金区分	申請面積 ※1	認証基本手数料		検査判定費用 ※2	備考
		新規認証	2 年目以後		
A	1ha 未満	30,000 円	25,000 円	20,000 円	—
B	10ha 未満	40,000 円	30,000 円	20,000 円	—
C	100ha 未満	80,000 円	60,000 円	20,000 円	—
D	200ha 未満	90,000 円	70,000 円	20,000 円	—
E	400ha 未満	100,000 円	80,000 円	20,000 円	—
F	400ha 以上	110,000 円	90,000 円	20,000 円	400ha を超える面積については 100ha 毎に 10,000 円加算。

※1. 申請面積：圃場（採草地等を含む）

有機飼料の生産行程管理者認証における、飼料作物の栽培圃場などの圃場が、同時に有機農産物の生産行程管理者認証の圃場にも該当している場合（大豆畑で食用大豆と畜産飼料用大豆の生産をする場合など）、二つの認証で共通している圃場については、有機飼料認証の面積分料金の計算から除外することとし、一つの圃場に対し「面積による金額」を複数回加算しないこととする。

※2. 検査判定費用には検査時間 4 時間を含みます。

※ 有機 JAS マークの印刷された表示シールなどの包装資材を制作する場合は、包材デザインを登録し、年間 10,000 円の「デザイン管理料」を加算します。
当社から有機 JAS 証票を購入するなど、自社で JAS マーク入り包装資材を制作しない場合は「デザイン管理料」は発生しません。

B : 事務局検査料 ※別途消費税がかかります。

事務局検査料	50,000 円
--------	----------

C : 団体の認証品目数による金額 ※別途消費税がかかります。

(有機 JAS として格付の対象になる品目) 1 品目あたり	5,000 円
--------------------------------	---------

2. 実地検査料 : [別表 2-1] および [別表 2-2] により換算

[別表 2-1] : 移動費用 ※別途消費税がかかります。

交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道、船舶、航空機、自家用車、高速料金、レンタカーなどを利用した場合の実費を加算する。 ・移動手段については検査員が選択して、計画書で検査の対象者へ通知する。 ・自家用車、レンタカーを使用する場合は、往復の走行距離 1km あたり 30 円の請求とする。また、高速道路を利用する移動を基本とする。 ・車での移動は、法定速度を順守する。
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が往復 4 時間以上の場合、宿泊を伴うことを原則とする。 ・宿泊の場合には、その実費を加算する。検査の開始、終了の時間によって前泊・後泊またはその両方を伴うことができることとする。

[別表 2-2] : 超過時間 ※別途消費税がかかります。

移動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が往復 4 時間までは認証基本手数料に含まれる。 ・公共交通機関利用の際の待ち時間、自家用車、レンタカー利用の際の休憩時間（移動 2 時間に対して 15 分程度）なども移動時間に含む。 	
	移動時間の超過額	4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。ただし、自動車を利用した場合の上限を 15,000 円/1 日とする

検査時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時間は 4 時間を基本とする。4 時間を超えた場合には、検査時間追加料を加算。 ・ 農場間、圃場間、施設間の移動に時間がかかる場合や、外部施設の確認にかかる時間も検査時間に含めて計算するものとする。 	
	検査時間の超過額	4 時間を超えた分につき、2,000 円/30 分を加算する。

3. 認証に関わる付帯料金（該当する場合のみ適用）

【別表 3-1】：有機飼料の生産行程管理者が、小分け業務を行う場合 ※別途消費税がかかります。

有機飼料の生産行程管理者が他者の有機飼料を受け入れて、小分け・格付を行う場合	個人：20,000 円を加算
	法人：30,000 円を加算

※別途 PDF 「団体申請の要件」を参照

< 団体申請の要件 >

< サンプルングによるほ場の確認（有機農産物と有機飼料に限る） >